

令和7年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者名簿への登録について

令和8年3月25日

1 仮登録事業者一覧

| No. | 事業者名称（事業所名称） | 〒 | 所在地 | 電話番号 | 事業者番号 | 担当センター |
|-----|--------------|----------|-----------------|--------------|------------|--------|
| 1 | アサヒ堂介護相談室 | 352-0021 | 埼玉県新座市あたご3-7-16 | 048-478-7151 | 1175101276 | 本富士 |

2 居宅介護支援事業者の概要

次頁のとおり

※参考

| | |
|---------|---|
| 介護保険法 | 介護保険法第58条第1項及び第115条の46第1項の規定により、要支援または事業対象者と認定された方が介護予防サービスや介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス・通所型サービス等を利用する際は、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）がケアマネジメントを担当しケアプランの作成等を行います。なお、同法第115条の23第3項及び第115条の47第5項において、ケアプランの作成等の一部業務については、居宅介護支援事業者（要介護のケアプランを作成するケアマネジャー）に委託することができるとされています。 |
| 厚生労働省通知 | 厚生労働省老健局通知「地域包括支援センターの設置運営について」（一部改正：令和7年7月17日老高発0717第1号・老認発0717第2号・老老発0717号第1号）4(4)①及び(5)①において、公正・中立性を確保する観点から、委託について地域包括支援センター運営協議会（本区では地域包括ケア推進委員会）の議を経る必要があるとされています。 |
| 区要領 | これらを踏まえ、本区では、ケアプランの作成等を委託する場合の基準として「文京区介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者名簿取扱要領」を定め、次のように規定しています。 ・受託を希望する事業者は、地域包括ケア推進委員会の承認を得て、受託事業者名簿に登録しなければならない。 ・未登録の事業者に委託を行う場合は、該当事業者に対して高齢者あんしん相談センターが個別指導（文京区又は都道府県の介護予防に係る研修を受講していない場合）を行ったうえで、受託事業者名簿へ仮登録を行い委託することができる。仮登録した場合は、直近の地域包括ケア推進委員会に諮問し、その承認を受けなければならない。 |

居宅介護支援事業者の概要

| | | | | |
|----------------|-----------------|-----------------------------|----------|--|
| 居宅介護支援事業者 | 名 称 | アサヒ堂介護相談室 | | |
| | 所 在 地 | 〒352-0021 埼玉県新座市あたご3丁目7番16号 | | |
| | 電 話 | 048-478-7151 | | |
| | 代 表 者 | 桶野 純 | | |
| | 事業者番号 | 1175101276 | | |
| | 指定年月日 | 平成22年12月1日 | | |
| | 事業開始日 | 平成22年12月1日 | | |
| | 介護支援専門員 | 氏 名 | 桶野 純 | |
| | | 登録番号 | 11250439 | |
| | | 登 録 地 | 埼玉県 | |
| 営業日及び休日 | 月～金（祝日、年末年始を除く） | | | |
| 厚生労働省 老健局通知 | 9:00～15:30 | | | |
| 運営法人 | 名 称 | 有限会社JDMメディカルケア | | |
| | 所 在 地 | 〒352-0021 埼玉県新座市あたご3丁目7番16号 | | |
| | 電 話 | 048-478-7151 | | |
| | 代 表 者 | 桶野 純 | | |
| | 設 立 | 平成12年4月1日 | | |
| | 主な実施事業 | 居宅介護支援 | | |

高齢福祉課チェック欄

| チェック項目 | 結 果 |
|-----------------------------|-----------|
| 1：利用者本人の同意の確認 | 確認済み |
| 2：担当センターに委託先事業所の選定理由を確認 | 確認済み |
| 3：指定都道府県サイトで事業者番号及び事業者情報を確認 | 新座市サイトで確認 |
| 4：担当ケアマネジャーの研修受講状況等の確認 | 確認済み |
| 5：委託先事業所の運営法人情報を確認 | 確認済み |